

1 一般財団法人 福岡県学校安全振興会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人福岡県学校安全振興会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、福岡県内の高等学校、中等教育学校及び中学校の生徒、特別支援学校の生徒・児童・幼児（以下「生徒等」という。）の学校管理下における災害等、及びPTA（「PTA・青少年教育団体共済法」（平成22年法律第42号）第2条第1項に規定するPTAをいう。）又は、それに準ずる団体（以下「PTA等」という。）の活動中における生徒等の保護者、教職員及びPTA等の活動を支援する者（以下「保護者等」という。）の災害等について必要な給付を行うことにより、教育活動の円滑なる展開に資するとともに、生徒等の安全と健康の増進に関する調査研究等を行い、その普及充実に努めることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 生徒、保護者等の災害等を補償するための共済事業
 - (2) 生徒等の安全、健康及び健全育成等に関する調査研究と普及充実事業
 - (3) 安全、健康教育及び健全育成等に関する実践活動への助成事業
 - (4) 社会通念上、妥当な範囲内における供花料給付事業
 - (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、福岡県において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして、評議員会で決議した財産とする。

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(準備金)

第6条 PTA・青少年教育団体共済法施行規則第24条に定める準備金の額は、2億円とする。

2 前項の準備金は、共済事業における損失の補填に充てる場合を除き、これを取り崩してはならない。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は理事会の決議を経て理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、銀行等への預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等、安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。また、基本財産の一部を処分又は除外しようとするときは、事前に理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 前項の書類は、当該年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を経て理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類については内容を報告、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

- (1) 監査報告

(事業年度)

第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体（主要な取引先、又は重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に該当する者となったことがある者
- (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人になった者も含む。）

4 理事会及び評議員会は評議員選定委員会に評議員候補者を推薦することができる。

5 評議員選定委員会に評議員を推薦する場合には、次の事項を説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備え、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選定するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- 10 評議員選定委員会の運営の細則は、理事会において定める。

(評議員の任期)

- 第14条 評議員の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の終了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第15条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、評議員に対して、各年度の総額が1万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める支給の基準に従って算出した額を任期終了時に退職慰労金として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

- 第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第17条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 共済規程の設定、変更及び廃止
- (9) 準備金の取り崩しの承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
 - 2 前項の規定にかかわらず、共済規程の変更のうち、軽微な事項その他文部科学省令で定める事項については評議員会の決議を要しない。この場合、理事長は評議員に対し書面をもって当該変更内容を報告しなければならない。

(開催)

- 第18条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集及び議長)

- 第19条 評議員会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 - 3 前項の規定により請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
 - 4 理事長は、評議員会の開催の日の1週間前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を記した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。
 - 6 評議員会の議長は、出席した評議員の中から互選する。

(決議)

- 第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事の選任を決議する際は、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

- 第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員の設定)

- 第23条 この法人には次の役員を置く。
- (1) 理事 5名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以上4名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事、1名を副理事長とする。
 - 3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長、常務理事及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

4 理事及び監事を選任する場合は、次の各号の要件を満たさなければならない。

(1) 理事を選任する場合、次のイからへに該当する理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該理事の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者の理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。

3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条で定めた定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議に基づいて行われなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、理事および監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める支給の基準に従って算定した額を、任期終了時に退職慰労金として支給することができる。

(責任免除)

第30条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、常務理事及び副理事長の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
 - (3) 多額の借財
 - (4) 事務局長及び重要な職員の選任及び解任
 - (5) 重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (6) 内部管理体制の整備
 - (7) 第30条の責任の免除

(招集及び議長)

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 議長は理事長が務める。ただし理事長が出席できないときは出席した理事の中から互選する。

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度4回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、必要に応じて開催する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び出席した監事がこれに記名押印しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。
- 3 第39条に規定する解散の事由の変更をしたとき、第41条に規定する残余財産の処分に関する事項を変更したとき、又は、存続期間の定めを設けたとき又はこれを変更したときは、遅滞なく認可行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金分配の禁止)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号のイからトに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に、事務局長および所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員の任免は、理事会の決議を経て理事長が行う。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第43条 主たる事務所には、常に第10条に規定する書類と、次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

(1) 定款

(2) 許可、認可等及び登記に関する書類

(3) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(4) その他必要な帳簿及び書類

第10章 会員

(会員及び会費)

第44条 この法人は以下のものを会員とすることができる。

(1) 一般会員

福岡県内の高等学校、中等教育学校及び中学校、特別支援学校のPTA（「PTA・青少年教育団体共済法」（平成22年法律第42号）第2条第1項に規定するPTAをいう。）又はそれに準ずる団体（以下「PTA等」という。）の会員

(2) 賛助会員

この法人の設立趣旨に賛同する個人又は団体

2 会員は、理事会の定めるところにより会費を納入しなければならない。

3 前項に定めるものの他、会員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 委任

(委任)

第46条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(附 則)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第11条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次のとおりとする。
永尾 秀樹 赤尾 慎一 金子 政彦 中村 潤 山田 好
馬場 美穂 松下 志保
- 4 この法人の最初の理事、監事は、次のとおりとする。
理事長 今富 英樹 常務理事 羽田野 正和 副理事長 黒岩 敬
理 事 野田 俊三 理 事 一木 栄子
監 事 大澤 俊朗 監 事 井上 剛士 監 事 澁谷 昌樹
監 事 松岡 優子
- 5 変更後の定款は平成27年4月1日から施行する。
- 6 変更後の定款は平成29年4月1日から施行する。
- 7 変更後の定款は令和2年4月1日から施行する。